



# 島根県報

平成30年12月28日（金）

第3,070号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（港 湾 空 港 課）	2
島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	（       "      ）	2

### 【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
公有水面埋立ての免許	（河 川 課）	3

### 【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	5
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	8
土地区画整理組合の設立の認可	（都 市 計 画 課）	8

### 【特定調達公告】

県立学校教育用コンピューター等機器の調達に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	8
------------------------------------	-------------	---

### 【正 誤】

平成30年8月28日付け島根県報号外第113号中	（道 路 維 持 課）	9
平成30年9月11日付け島根県報号外第119号中	（       "      ）	9

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第90号）

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成31年1月9日とすることとした。

### ◇島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第91号）

#### 1 規則の概要

(1) 軌道走行式荷役機械の利用の許可を受けようとする者は、港湾施設（上屋等）使用許可申請書を知事に提出しなければならぬこととした。（第2条関係）

(2) 港湾施設の利用の許可に係る申請書の様式を整備することとした。（様式第2号関係）

#### 2 施行期日

平成31年1月9日から施行することとした。

## 規 則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第90号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第33号）の施行期日は、平成31年1月9日とする。

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第91号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「移動式荷役機械」の次に「、軌道走行式荷役機械」を加える。

様式第2号中「5. その他( )」を「5. 軌道走行式荷役機械」に改める。  
6. その他( )」

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県港湾施設条例施行規則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の島根県港湾施設条例施行規則の規定により作成された申請書とみなす。

## 告 示

### 島根県告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（塩田工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

### 島根県告示第785号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
江津市二宮町神主1820-20
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

### 島根県告示第786号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 免許日  
平成30年12月25日
- 2 免許受人  
松江市殿町1番地  
島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置  
島根県松江市東出雲町揖屋地内堤及び道の地先公有水面
    - イ 区域  
第1工区  
次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と13の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位（H.P+1.30）により囲まれた区域
      - 1の地点 小倉三等三角点（北緯35度24分41秒、東経133度10分14秒：以下「原点」という。）から、315度24分29秒、3070.62メートルの地点

- 2の地点 1の地点から354度45分53秒、1.52メートルの地点  
3の地点 2の地点から6度00分14秒、0.58メートルの地点  
4の地点 3の地点から3度23分04秒、1.69メートルの地点  
5の地点 4の地点から357度54分56秒、1.79メートルの地点  
6の地点 5の地点から352度42分10秒、1.53メートルの地点  
7の地点 6の地点から350度17分20秒、7.39メートルの地点  
8の地点 7の地点から1度36分05秒、2.04メートルの地点  
9の地点 8の地点から350度12分28秒、0.40メートルの地点  
10の地点 9の地点から80度12分28秒、0.40メートルの地点  
11の地点 10の地点から350度09分59秒、0.23メートルの地点  
12の地点 11の地点から77度52分25秒、4.79メートルの地点  
13の地点 12の地点から76度05分38秒、4.49メートルの地点

## 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び14の地点と33の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位（H. P+1.30）により囲まれた区域

- 14の地点 上記原点から、314度13分11秒、3156.58メートルの地点  
15の地点 14の地点から1度29分14秒、0.05メートルの地点  
16の地点 15の地点から90度55分27秒、10.35メートルの地点  
17の地点 16の地点から90度46分12秒、43.53メートルの地点  
18の地点 17の地点から90度35分02秒、10.99メートルの地点  
19の地点 18の地点から89度35分02秒、9.78メートルの地点  
20の地点 19の地点から87度41分16秒、9.64メートルの地点  
21の地点 20の地点から85度05分36秒、8.49メートルの地点  
22の地点 21の地点から82度41分40秒、4.77メートルの地点  
23の地点 22の地点から170度24分50秒、0.23メートルの地点  
24の地点 23の地点から80度20分57秒、0.40メートルの地点  
25の地点 24の地点から170度12分28秒、0.40メートルの地点  
26の地点 25の地点から158度59分48秒、2.04メートルの地点  
27の地点 26の地点から170度16分53秒、7.39メートルの地点  
28の地点 27の地点から174度14分12秒、1.62メートルの地点  
29の地点 28の地点から182度07分07秒、1.62メートルの地点  
30の地点 29の地点から186度13分20秒、0.59メートルの地点  
31の地点 30の地点から197度21分06秒、1.52メートルの地点  
32の地点 31の地点から186度04分29秒、3.10メートルの地点  
33の地点 32の地点から276度04分13秒、1.13メートルの地点

## ウ 面積

- 第1工区 43.43平方メートル  
第2工区 480.79平方メートル  
合 計 524.22平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋3539番地4、3539番地1、3538番地、堤、道及び684番地7の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とオの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 埋立区域で定める原点から316度30分22秒、3071.43メートルの地点

イの地点 アの地点から151度52分37秒、37.04メートルの地点

ウの地点 イの地点から241度52分39秒、51.86メートルの地点

エの地点 ウの地点から270度46分12秒、140.39メートルの地点

オの地点 エの地点から0度46分12秒、44.34メートルの地点

## ウ 面積

8,718.36平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で109,353トン（平成28年）、生産額で209億9,800万円（平成28年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技

術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成30年1月から同年12月まで	40,000
2	まいわし	平成30年1月から同年12月まで	32,700
3	まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	22,000
4	するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成31年1月から同年12月まで	33,000
2	まいわし	平成31年1月から同年12月まで	42,000
3	まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	
4	するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	
5	ずわいがに	平成31年7月から平成32年6月まで	

注 まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	37,900
2	まいわし	中型まき網漁業	32,200
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,400

注 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%、まさば及びごまさば：97.3%

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成31年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,200
2	まいわし	中型まき網漁業	41,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注1 まあじ及びまいわしについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.8%、まいわし：98.7%

注2 まさば及びごまさばについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

#### 4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局道路部長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（道路管理データ作成）
- 2 作業期間  
平成30年10月19日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域  
松江市東出雲町、宍道町

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 組合の名称  
江津市蛭子北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成30年12月28日から平成34年9月30日まで
- 3 施行地区  
江津市嘉久志町の一部
- 4 事務所の所在地  
江津市嘉久志町イ1436番地
- 5 設立認可の年月日  
平成30年12月28日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
4の事務所の掲示板及び江津市役所の掲示板に掲示する。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年12月28日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫



- 1 件名及び数量  
県立学校教育用コンピュータ等機器（松江南高等学校外1校） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）  
19,504,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成30年10月16日

**正****誤**

平成30年8月28日付け島根県報号外第113号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第589号の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           邑智郡川本町田窪530番 1地先から同660番2地 先まで         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           邑智郡川本町田窪503番 1地先から同660番2地 先まで         </div>

平成30年9月11日付け島根県報号外第119号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第619号の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           邑智郡川本町田窪530番1地先から同 660番2地先まで         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           邑智郡川本町田窪503番1地先から同 660番2地先まで         </div>